

教育委員会教育長訓令甲第1号

天理市教育委員会事務処理規程（昭和62年3月天理市教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日

天理市教育委員会

教育長 伊勢 和彦

第4条第12号中「事務局次長」を「教育次長、事務局次長」に、「学校長及び幼稚園長の出張及び図書館長の宿泊を要する」を「図書館長及び学校長の」に改め、同条に次の1号を加える。

(19) 1件50万円未満の予備費の充用及び1件50万円未満の予算の流用の決定に関する事。

第4条第2項中「及び教育総合センター所長」を「、教育総合センター所長及び図書館長」に改める。

第5条共通事項の項中第12号を削り、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 予算の範囲内における1件50万円未満の支出負担行為兼支出命令の決定に関する事。

第5条教育総務課長の項中第12号及び第13号を削る。

第9条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 その事務が財務会計に関連するものの合議については、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。